

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【会社名】	テクニカル電子株式会社
【英訳名】	TECHNICAL ELECTRON Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 本房周作
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森西一丁目9番12号
【縦覧に供する場所】	テクニカル電子株式会社福岡支社 (福岡市南区那の川一丁目14番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長本房周作は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しております。

当社グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

ただし、財務報告に係る内部統制は、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化等には、必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、財務報告に係る内部統制の評価が行なわれた基準日を事業年度末日である平成23年3月31日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました

財務報告に係る内部統制の評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行った上で、当該評価結果をふまえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制、及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社2社について評価の対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果をふまえ、前連結会計年度の連結売上高を指標に、概ね2/3以上を基準として重要な事業拠点を選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、見積りや予測をともなう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社グループは決算・財務報告プロセスにおいて、決算処理手続における処理内容及び会計基準適用の検討とその承認手続の整備・運用が不十分であったため、監査人より売上高の計上に関する重要な虚偽記載を指摘されることとなりました。また、この他にも監査人より相当数の虚偽記載の指摘を受けており、これらの虚偽記載が社内の決算・財務報告プロセスにおいて発見できなかったこと、また、財務報告に与える重要性に鑑みて、当社グループの決算・財務報告プロセスに係る内部統制に重要な欠陥があると判断いたしました。

これらは、いずれも決算処理の正確性を検証する適切な内部統制を整備・運用できなかったことに起因するものであり、具体的には、適切な決算処理や開示に関する会計基準の理解不足、決算業務を適切に行うための能力及び経験を有した人材の不足、上位者による十分な承認が実施できなかったことによるものであります。また、連結会計年度末日まで是正できなかった理由は、これらが期末監査の過程で発見されたものであり、是正する時間的猶予がなかったためであります。

なお、監査人より指摘された複数の虚偽記載は、いずれも適切に修正しており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備・運用の重要性を十分に認識しており、重要な欠陥を是正するために、経理部門の人員及び能力不足の解消、相互チェック、承認体制の強化等を図ることにより、翌連結会計年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。